（デジタル選択呼出装置による緊急通報の告知等）

第九十条の三　［略］

［２　略］

３　第一項の規定により緊急通報の告知を行つた無線局で、無線電話による場合にあつては、これに引き続いて、「パンパン」又は「緊急」の三回の反復した緊急信号を前置して緊急通報を送信するものとする。

［削る］

（デジタル選択呼出装置による安全通報の告知等）

第九十四条の二　［略］

［２　略］

３　第一項の規定により安全通報の告知を行つた無線局は、無線電話による場合にあつては、これに引き続いて、「セキュリテ」又は「警報」の三回の反復した安全信号を前置して安全通報を送信するものとする。

［削る］

（呼出し等の簡略化）

第百五十四条の二　無線電話通信においては、第二十条第一項第二号、第二十三条第二項第二号、第二十九条第二項第二号、第三十九条第一項第二号、第百六十七条において準用する第五十九条第一項第二号及び第六十条第一項第三号並びに第百七十七条第一項において準用する第八十九条第二項第三号に掲げる事項の送信は、省略するものとする。

（規定の準用）

第百六十七条　第五十八条第一項から第四項まで及び第六項（電波の使用制限）、第五十九条（各局あて同報）及び第六十条（特定局あて同報）の規定は、航空移動業務に準用する。

（規定の準用）

第百七十七条　第七十二条、第七十八条第一項、第八十一条、第八十五条、第八十九条第二項、第九十条、第九十一条第二項、第九十三条及び第九十四条の規定は、航空移動業務の無線局相互間において無線電話により行う遭難通信及び緊急通信について準用する。この場合において、第八十九条第二項中「遭難通信が終了したときは」とあるのは「遭難通信が終了したとき又は沈黙を守らせる必要がなくなつたときは」と、同項第五号中「遭難通信の終了時刻」とあるのは「遭難通信の終了時刻又は沈黙を守らせる必要がなくなつた時刻」と、第九十三条第一項中「法第六十七条第二項」とあるのは「法第七十条の六第二項において準用する法第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

［２～４　略］

（デジタル選択呼出装置による緊急通報の告知等）

第九十条の三　［同上］

［２　同上］

３　第一項の規定により緊急通報の告知を行つた無線局は、これに引き続いて、次に掲げる緊急信号を前置して緊急通報を送信するものとする。

一　狭帯域直接印刷電信装置による場合にあつては、「ＰＡＮ　ＰＡＮ」

二　無線電話による場合にあつては、「パンパン」又は「緊急」の三回の反復

４　狭帯域直接印刷電信装置により緊急通報を送信するときは、前項第一号の緊急信号の次に自局の識別表示を前置しなければならない。

（デジタル選択呼出装置による安全通報の告知等）

第九十四条の二　［同上］

［２　同上］

３　第一項の規定により安全通報の告知を行つた無線局は、これに引き続いて、次に掲げる安全信号を前置して安全通報を送信するものとする。

一　狭帯域直接印刷電信装置による場合にあつては、「ＳＥＣＵＲＩＴＥ」

二　無線電話による場合にあつては、「セキュリテ」又は「警報」の三回の反復

４　狭帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、前項第一号の安全信号の次に自局の識別表示を前置しなければならない。

（呼出し等の簡略化）

第百五十四条の二　無線電話通信においては、第二十条第一項第二号、第二十三条第二項第二号、第二十九条第二項第二号、第三十九条第一項第二号、第百六十七条において準用する第五十九条第一項第二号及び第六十条第一項第三号並びに第百七十七条第一項において準用する第八十九条第二項第二号⑶に掲げる事項の送信は、省略するものとする。

（規定の準用）

第百六十七条　第五十八条第一項から第五項まで及び第七項（電波の使用制限）、第五十九条（各局あて同報）及び第六十条（特定局あて同報）の規定は、航空移動業務に準用する。

（規定の準用）

第百七十七条　第七十二条、第七十八条第一項、第八十一条、第八十五条、第八十九条第二項、第九十条、第九十一条第二項、第九十三条及び第九十四条の規定は、航空移動業務の無線局相互間において無線電話により行う遭難通信及び緊急通信について準用する。この場合において、第八十九条第二項中「遭難通信が終了したときは」とあるのは「遭難通信が終了したとき又は沈黙を守らせる必要がなくなつたときは」と、同項第二号の⑸中「遭難通信の終了時刻」とあるのは「遭難通信の終了時刻又は沈黙を守らせる必要がなくなつた時刻」と、第九十三条第一項中「法第六十七条第二項」とあるのは「法第七十条の六第二項において準用する法第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

［２～４　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。